

～認定企業の取組内容～

芙蓉海運株式会社

所在地：新居浜市

業種：海運業

労働者数：10人

(男性7人、女性3人 平成26年12月1日現在)

認定日：平成26年12月19日

〈 行動計画 〉

《計画期間》 平成22年8月1日～平成26年11月30日

《内 容》

- 目標1： 子の看護休暇の取得促進
- 目標2： 年次有給休暇の取得促進
- 目標3： 産前産後休暇・育児休業を取得した従業員への職場復帰支援の実施

〈 行動計画取組状況 〉

- | | | |
|-----|--|---|
| (1) | 平成25年3月
平成26年4月
平成26年10月 | 子の看護休暇を半日単位で取得でき、付与日数を子一人ごとに5日間取得できるよう規定を改定
社員へ、子の看護休暇制度を説明
朝礼にて、子の看護休暇制度を改めて紹介し、利用を勧奨 |
| (2) | 平成24年10月
平成26年8月 | 日頃の業務を他の者でも対応できる体制づくりのために大幅に配置転換を実施
過去の年次有給休暇取得状況を調査し、現状を把握 |
| (3) | 平成22年9月
平成24年2月
・平成26年3月
平成22年10月
～平成26年4月 | 相談窓口を設置、窓口担当者を社長とした
朝礼において、相談窓口の設置を従業員に周知
職場復帰前に育児短時間勤務制度を改めて紹介
1回目の育児休業中に10回、2回目の育児休業中に7回、該当社員に対し近況報告及び意見聴取 |

※ 参考 男性の子の看護休暇取得者は1人(2日)
女性の育児休業取得者は1人(約10か月)